

公共下水道 : 社会資本整備総合交付金

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金） 中間評価書

平成 30年10月19日

計画の名称	甲府市における循環のみちの実現			
計画の期間	平成27年度 ～ 平成31年度（5年間）	交付対象	甲府市	
計画の目標				

下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。

計画の成果目標（定量的指標）	指標① 下水道整備率を88.4%(H27年度当初)から91.0%(H31年度末)に増加させる。(甲府市全体) 指標② 雨水渠幹線の整備率を10.8%(H27年度当初)から74.4%(H31年度末)に増加させる。 指標③ 甲府市浄化センター汚泥焼却施設における汚泥処理能力を50t(H27年度当初)から110t(H31年度末)に増加させる。			
----------------	---	--	--	--

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値			備考
	当初現況値 (H27当初)	中間目標値 (H29末)	最終目標値 (H31末)	
指標① 甲府市全体の下水道整備率 甲府市の下水道整備済面積 (ha) / 甲府市の下水道全体計画区域面積 (ha)	88.4%	90.3%	91.0%	
指標② 雨水渠幹線の整備率 浸水対策完了済み雨水渠幹線延長 (m) / 浸水対策を実施すべき雨水渠幹線延長 (m)	10.8%	23.1%	74.4%	
指標③ 甲府市浄化センター汚泥焼却施設における汚泥処理能力	50t	110t	110t	

全体事業費	合計 (A+B+C)	1,908 百万円	A	1,908 百万円	B	C	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C)	0.0%
-------	---------------	-----------	---	-----------	---	---	---------------------------	------

中間評価

○中間評価の実施体制、実施時期	
中間評価の実施体制	甲府市公共事業評価委員会 中間評価の実施時期 平成30年10月19日 公表の方法 ホームページにて公表

1. 交付対象事業の進捗状況

交付対象事業																	
A 下水道事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	施設種別	省略工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
											H27	H28	H29	H30	H31		
A1-1-1	下水道	一般	甲府市	直接	-	汚水	新設	大津処理区（普及促進）	L=18.6km	甲府市						1,086	
A1-1-2	下水道	一般	甲府市	直接	-	全種	計画	施設計画策定業務	効率的な事業実施のための計画策定	甲府市						53	
A1-1-3	下水道	一般	甲府市	直接	-	雨水	新設	雨水幹線（浸水対策）	L=1.3km	甲府市						42	
A1-1-4	下水道	一般	甲府市	直接	-	処理場	増設	甲府市浄化センター増設事業	汚泥焼却炉増設60t	甲府市						34	
A1-2-1	下水道	一般	甲府市	直接	-	汚水	新設	峡東処理区（普及促進）	L=3.4km	甲府市						693	
小計（下水道事業）													1,908				
合計													1,908				

B 関連社会資本整備事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	施設種別	省略工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
											H27	H28	H29	H30	H31		
合計																	

C 効果促進事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	施設種別	省略工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考
											H27	H28	H29	H30	H31		
合計																	

2. 事業効果の発現状況、目標値の達成状況

I 定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況		<p>指標① 大津処理区の東部及び北部の市街化調整区域、峡東処理区（旧中道町）において、計画期間内の公共下水道管整備予定面積85.46haの内、82.41haを整備し、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図った。</p> <p>指標② 市街地における浸水対策として、計画期間内の施工予定延長180mの雨水渠幹線の整備を実施し、安全・安心のまちづくりを推進した。</p> <p>指標③ 汚泥処理能力60 tの汚泥焼却炉の増設工事が完了したことにより、能力50 tの既存施設と合わせ処理場における汚泥処理能力が110 tとなった。これにより、処理場で発生する全量汚泥の焼却処理が可能となり、下水汚泥の減量化と有効利用の促進が図られたとともに、効果的で経済的な処理工程が確立された。</p>			
II 定量的指標の達成状況	指標①（甲府市全体の下水道整備率）	中間目標値	90.3%	目標値と実績値に差が出た要因	計画的に下水道管整備を行い、概ね目標を達成した。 算定式：（当初整備済面積＋計画期間内整備面積）÷ 全体計画面積 × 100 【目標値の算定】（ 3941.20ha + 85.46ha ） ÷ 4459.35ha × 100 ≒ 90.3% 【実績値の算定】（ 3941.20ha + 82.41ha ） ÷ 4459.35ha × 100 ≒ 90.2%
		中間実績値	90.2%		
	指標②（雨水渠幹線の整備率）	中間目標値	23.1%	目標値と実績値に差が出た要因	計画的に雨水渠整備を行ない、目標を達成した。 算定式：（当初整備済延長＋計画期間内整備延長）÷ 整備計画延長 × 100 【目標値の算定】（ 158m + 180m ） ÷ 1,463m × 100 ≒ 23.1% 【実績値の算定】（ 158m + 180m ） ÷ 1,463m × 100 ≒ 23.1%
		中間実績値	23.1%		
	指標③（甲府市浄化センター汚泥焼却施設における汚泥処理能力）	中間目標値	110t	目標値と実績値に差が出た要因	計画的な事業実施により、目標を達成した。 【目標値の算定】110t 【実績値の算定】110t
		中間実績値	110t		
III 定量的指標以外の交付対象事業の効果の発現状況 (必要に応じて記述)					

3. 特記事項（今後の方針等）

【指標①今後の方針】
 下水道整備率については、本計画における最終目標値91.0%の達成に向けて、残り36.21haを整備する必要がある。
 しかし、本計画期間内に整備を予定していた一部地域において、次に掲げる主な要因により最終目標値の達成が困難となる見通しのため、最終目標値を修正し達成する必要がある。

- 積翠寺処理分区の整備については、開府500年事業等に伴う掘削工事抑制により、平成34年度まで武田神社周辺の工事着手が困難となった。
- 塚原処理分区の整備にあたっては、国土交通省が施工する新山梨環状道路北部区間の進捗や北部山麓の地形に応じて整備を進める必要があり、本計画期間中の工事着手が困難となった。

以上より、計画残期間については、積翠寺処理分区のうち整備可能な地域の下水道整備及びリニア中央新幹線建設に伴う整備予定区域の整備を進める。

算定式：（当初整備済面積＋中間終了時整備済面積＋期間内残整備面積）÷ 全体計画面積 × 100
【現行最終目標値の算定】（ 3941.20ha + 82.41ha + 36.19ha ） ÷ 4459.35ha × 100 ≒ 91.0%
【変更最終目標値の算定】（ 3941.20ha + 82.41ha + 11.50ha ） ÷ 4459.35ha × 100 ≒ 90.5%

下水道整備は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等に資する都市基盤施設の整備事業であることから、予算の確保、事業の適正な執行管理に努め、計画的かつ着実な整備を推進する。

【指標②今後の方針】
 雨水渠幹線の整備率については、本計画における最終目標値74.4%の達成に向けて、残り750mを整備する必要がある。
 しかし、本計画期間内に整備を予定していた路線において、次の掲げる要因により最終目標値の達成が困難となる見通しのため、最終目標値を修正する必要がある。

- 沼川幹線については、国土交通省が施工する道路改良工事の進捗に併せて整備を図る必要があり、道路改良工事の進捗が遅れにより本計画期間中の工事着手が困難となった。
- 相川幹線については、整備予定箇所に地下埋設物が錯綜しており、電線共同溝の整備に伴う埋設位置の再検討や支障となる埋設物の移設協議を進めているが、計画期間内での整備は困難な状況となっている。

以上より、計画残期間については、次期計画において整備を予定していた雨水渠幹線及びリニア中央新幹線建設に伴う雨水渠幹線の整備に向けた設計業務を進める。

算定式：（当初整備済延長＋中間終了時整備済延長＋期間内残整備延長）÷ 整備計画延長 × 100
【現行最終目標値の算定】（ 158m + 180m + 750m ） ÷ 1,463m × 100 ≒ 74.4%
【変更最終目標値の算定】（ 158m + 180m + 0m ） ÷ 1,463m × 100 ≒ 23.1%

本計画に位置づける雨水渠幹線整備による浸水対策のほか、近年の異常豪雨等による一部地域における浸水被害等の解消に向け、地域要望等に応じた雨水渠整備についても継続的に実施し、市民の生命と財産を守り、安全・安心のまちづくりを推進するため、市街地の浸水防止対策を実施する。